

川島町農業委員会 定例会 会議録

1. 開催日時 令和7年8月25日(月) 午後1時30分～午後2時40分
2. 開催場所 川島町役場 大会議室
3. 議長名 利根川 洋治
4. 出席人数 18名(農地利用最適化推進委員8名を含む)

会 長 4番 利根川 洋治

会長職務代理(副会長) 8番 横川 公久

農業委員

- | | |
|-----------|-----------|
| 1番 横田 正雄 | 2番 小高 春雄 |
| 3番 宇津木 忠明 | 5番 染谷 和廣 |
| 6番 稲毛 茂作 | 7番 遠山 いづみ |
| 9番 木村 悟 | 10番 山崎 清 |

農地利用最適化推進委員

中山地区 関口 孝美

伊草地区

三保谷地区 鈴木 健 松本 二三男

出丸地区 岡田 茂雄

八ツ保地区 福島 和利 木村 淳一

小見野地区 杉山 進 永瀬 芳和

5. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名について

第2 会期の決定について

第3 諸般の報告について

第4 報 告

(1) 専決事項報告の件について

(2) 県許可等の状況について

第5 議 案

(1) 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請承認の件

(2) 議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請承認の件

(3) 議案第3号 川島町地域の農業の振興に関する計画の変更及び川島町

農業振興地域整備計画の変更について

(4) 議案第4号 川島町農業振興地域整備計画の変更について

第6 その他

6. 農業委員会事務局職員

事務局長 江間 裕一

事務局次長 兼松 勉

事務局員 丸山 敬之

書記

7. 会議の概要

	(会議規則第5条の規定により、会長が議長となる。)
事務局長	農業委員10名、農地利用最適化推進委員8名の出席報告を行い、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定に基づき、定足数に達していることから開会を宣言した。
議長	日程第1「議事録署名委員の指名について」 会議規則第23条第2項の規定により、議長が指名した。 (7番 遠山委員、8番 横川委員を指名。)
議長	日程第2「会期の決定について」 会期を本日一日とし、委員の承認を得た。
議長	日程第3「諸般の報告について」 8月8日「総合振興計画審議会」、8月21日「農地利用最適化活動活性化研修会」が開催され、出席した旨を報告した。
議長	日程第4「報告」 報告第1号「専決事項報告の件」について、事務局から朗読・説明を求めます。

事務局

「専決事項報告の件」について説明を行った。

議長

ただいまの報告事項について、質疑を受け付けます。

(質疑なし)

議長

報告第2号「県許可等の状況」について、事務局の朗読・説明を求めます。

事務局

「県許可等の状況」について説明を行った。

議長

ただ今の報告事項について、質疑を受け付けます

(質疑なし)

議長

日程第5「議案」

議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請承認の件」を議題とし、事務局の朗読・説明を求めます。

事務局

議案第1号 番号1について説明を行った。

議長

説明のあった案件について、担当委員の補足説明を求めます。

稲毛委員

番号1について、補足説明を行った。

議長

担当委員の補足説明が終わったので、質疑を受け付けます。

山崎委員

譲受人の貸付面積51aの内訳については、地目・農地法か利用権の設定どちらでの貸付なのか。

事務局

後程回答いたします。

質疑終結

議長 議案第2号「農地法第5条第1項の規定による許可申請承認の件」を議題とし、事務局の朗読・説明を求めます。

事務局 議案第2号 番号1について説明を行った。

議長 説明のあった案件について、担当委員の補足説明を求めます。

横田委員 番号1について補足説明を行った。

議長 担当委員の補足説明が終わったので、質疑を受け付けます。

山崎委員 農家住宅の移転になるのか、元屋敷はどのように使うのか。

事務局 移転ではなく、元屋敷には両親と祖母が住み、新たな住宅には譲受人家族が住むこととなります。

質疑終結

議長 議案第3号

「川島町地域の農業の振興に関する計画の変更及び川島町農業振興地域整備計画の変更について」を議題とし、事務局の朗読・説明を求めます。

事務局 議案第3号について説明を行った。

議長 事務局の説明が終わったので、質疑を受け付けます。
(質疑なし)

議長 議案第4号

「川島町農業振興地域整備計画の変更について」を議題とし、事

務局の朗読・説明を求めます。

事務局

議案第4号について説明を行った。

議長

事務局の説明が終わったので、質疑を受け付けます。

染谷委員

川島インター南側地区は市街化区域に編入になるとのことだが、市街化区域になったら固定資産税はどうなるのか。都市部へ行くと市街化区域の農地は宅地並みの課税となるが、川島町は変わらないという認識でよいか。後ほど教えてほしい。

区域の地図をみると、一筆の農地で区域内と区域外に分かれているところがあるが、市街化区域と市街化調整区域に分かれるのか。例えば、道路で分けるといったものではないのか。

事務局

示した地図上では農地が切れているように見えますが、現況では既に道路になっています。そのため、道路で分けている状況です。

山崎委員

確認です。資料中、事業面積は28.9haだが、除外した面積は23.42haで約5.5haの差がある。事業面積は道路と水路が含まれているということでよいか。

事務局

そのとおりです。

山崎委員

川島インター南の開発について、定住人口増加や、企業誘致による雇用の場の創出、税収の確保を目的としての開発は結構なことだが、主に今までの北開発の様に物流の工場ができるのか。国道等道の駅が流行っているが、今回の除外から市街化区域に編入、区画整理して、道の駅等は国道254沿いに建設の予定はあるのか。

申請地の北側、県道鴻巣・川島線沿いに埼玉県流域下水道の川島北中継ポンプ場があるが、これは移転するのか。

あとは要望だが、土地改良区の地区除外義務決済金について。こ

これは、土地改良区だよりを見ると1㎡あたり67円、10aにすると67,000円となっている。23haの除外の場合、1,560万円の決済金が土地所有者から納入されることになる。一方で、土地改良区の賦課金は令和7年度だと10aあたり7,900円かかっている。決済金である程度は賄われるだろうが、先々のことを考えると、残る組合員で負担しなければならない為、この地区除外義務決済金を増額してほしい。

事務局

道の駅についての予定は無いと聞いています。申請地北側のポンプ場の件ですが、確認し後日回答いたします。決済金についても土地改良区に確認し、あわせて回答いたします。

物流施設ができるのか、という件ですが、インター北側には物流倉庫、工場が出来ております。商業系を希望しておりますが、立地についての縛りがあるようで同様に物流系と聞いております。店舗等は立たない見込みとなっております。

土地改良区の賦課金については、農地の面積が減ると残った方で負担しなければなりません。それに充てられるように決済金をもらうというのが土地改良区の考えではあるようです。町の組織ではありませんので要望ということでお伝えはさせていただきたいと思えます。

稲毛委員

インター南側の都市区画整理事業について。土地区画整理事業で何系の都市計画事業を行うのか、基本的には住宅が一番良いと思うが、それができないので工業系・倉庫系にしているのか。

人口も一時に比べ4000人近く減ってきているという状況の中で、小・中学校の統合も進んでいる。そんな中で川島町の力、若い力がなくなり、どんどん衰退し、限界集落になってしまう。そういう予測もできる中で、なぜ工業系あるいは倉庫系のために、こういう区画整理を行うのか。ならば、住宅系にした方が町のためになる。将来的にはAI導入や機械化が進み、従業員も減っていき、人口も増えない。この計画を立てる際に意見は出なかったのか。

事務局

今回の計画については20年以上前になるため、調べるのが難しい状況です。稲毛委員のご指摘の通り、住宅を作れるのが望ましいですが、それでは許可が下りないと聞いております。では、なぜ物流をやっているのかについては、インターチェンジができたことにより他の地区よりも事業が認められやすくなりました。その対象となるのが物流系ということです。市街化編入されれば、農地も宅地になり、税金も上がってまいります。また工場ができれば、雇用が生まれ、法人税の増加も見込めることから、住宅系、商業系ができない中で町の発展に資するためにできる区画整理事業を実施しているものでございます。

鈴木委員

三保谷地区の紫竹に住宅ができています。1区画90坪以上という縛りがあり、22軒建つ予定で今15軒程が建築済みです。規模が大きくななくてもこういった開発を町として地域を設定して行っていけば、若い方も入ってきますし。地域が活性化するのではと思います。

事務局

議案第1号での質問にお答えいたします。譲受人の貸付面積の内訳についてですが、田4筆、畑4筆の合計8筆。田の面積が若干多く合わせて51aとなっています。貸借については農地中間管理事業の利用が1件、残り7筆は利用権設定となっています。

質疑終結

議長

以上で本日の会議に上程した案件は、採決を残しすべて議了しました。これをもちまして、一度休会します。農地利用最適化推進委員の皆さまお疲れ様でした。

(農地利用最適化推進委員 退出)

議長 再開します。なお、全ての案件について質疑を受け付けます。
(質疑なし)

議長 議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請承認の件」番号1について「許可」とすることに賛成の委員の挙手を求めます。
(全員賛成)

議長 議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請承認の件」番号1については、「許可」とすることに決定しました。

議長 議案第2号「農地法第5条第1項の規定による許可申請承認の件」番号1について「許可相当」とすることに賛成の委員の挙手を求めます。
(全員賛成)

議長 議案第2号「農地法第5条第1項の規定による許可申請承認の件」番号1については、「許可相当」とすることに決定しました。

議長 議案第3号「川島町地域の農業の振興に関する計画の変更及び川島町農業振興地域整備計画の変更」について「やむを得ない」とすることに賛成の委員の挙手を求めます。
(全員賛成)

議長 議案第3号「川島町地域の農業の振興に関する計画の変更及び川島町農業振興地域整備計画の変更」については、「やむを得ない」とすることに決定いたしました。

議長 議案第4号「川島町農業振興地域整備計画の変更」について「やむを得ない」とすることに賛成の委員の挙手を求めます。
(全員賛成)

議長	議案第4号「川島町農業振興地域整備計画の変更」については、「やむを得ない」とすることに決定いたしました。
議長	会議に上程した案件はすべて議了した旨の報告を行い、令和7年8月の定例会の閉会を宣言します。

上記のとおり会議の顛末を記載し、その相違なきことを証するため、ここに署名する。

議長 利根川 洋治

7番 遠山委員 遠山 いづみ

8番 横川委員 横川 公久